

# 「子育て安心プラン」

【平成29年6月2日公表】

## 【待機児童を解消】

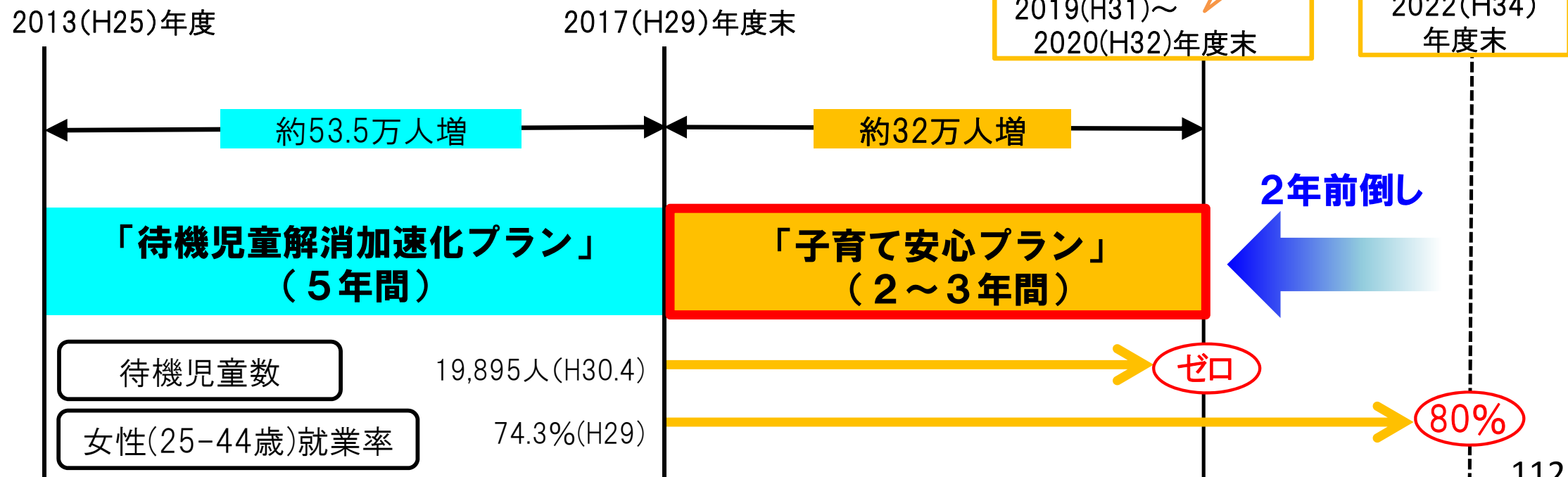
東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を2018（平成30）年度から2019（平成31）年度末までの2年間で確保**。（遅くとも2020（平成32）年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

**「M字カーブ」を解消**するため、2020（平成32）年度末までの**3年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分**の受け皿整備（当初5年間の計画を3年間に2年前倒し）。  
（参考）スウェーデンの女性就業率：82.5%（2016）

**自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保（遅くとも3年間で待機児童解消）**

**2年前倒し**し、2020年度末までの**3年間で約32万人分**の受け皿を整備



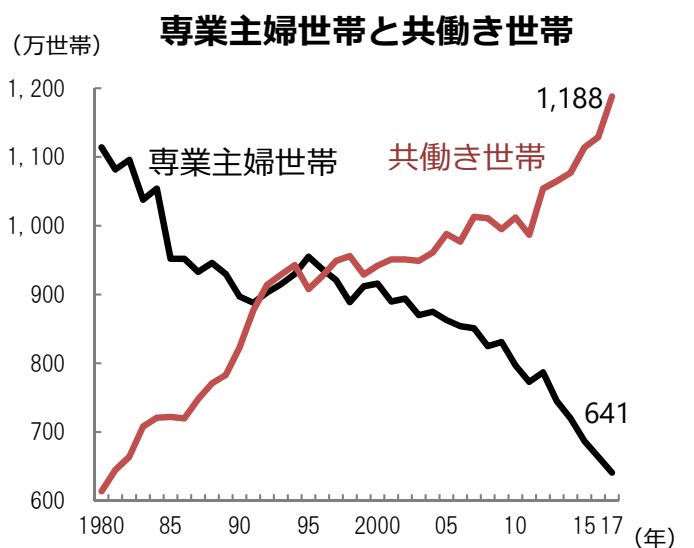
# 児童手当の見直しについて（所得判定基準、特例給付）

## 【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「子ども・子育てについて、全世代型社会保障の実現に向けて充実・強化を図る中においても、効果的・効率的な支援としていくことが重要であり、優先順位付けも含めた見直しを行う。」

## 【論点】

- 児童手当が支給されるか否かの判定基準である所得の範囲（夫婦2人の場合で年収960万円未満）については、世帯全体の所得ではなく、世帯の中で所得が最も多い者（主たる生計者）の所得のみで判定することとされているが、平成9年以降、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回り、足元ではほぼ倍になるなど、制度創設時から大きな変化が生じている。（参考：保育料は世帯合算の所得で判断）
- また、児童手当の所得制限を超える者に対しては、「当分の間」の措置として、月額5千円の「特例給付」が支給されているが、必ずしも足元の子育て費用に充てられていない状況にある。（平成30年度予算 国費520億円、公費780億円、そのほか公務員分で33億円）



(出所) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「グラフでみる長期労働統計」

(注)「専業主婦世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。「共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。なお、出所の「グラフでみる長期労働統計」において、妻が非農林業雇用者で、夫が非就業者の世帯の集計結果は公表されていない。

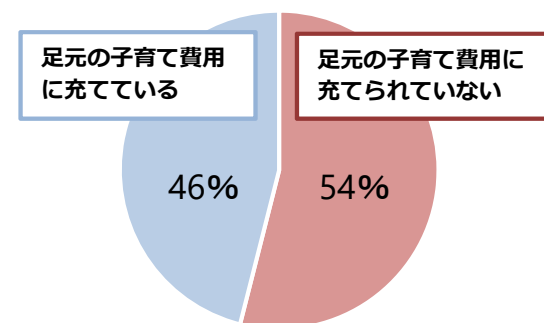
## 児童手当及び特例給付の概要

| 概要                                                                                   | 対象児童数<br>(30年度予算) |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ○0～3歳未満 一律15,000円<br>○3歳～小学校修了まで<br>第1子、第2子:10,000円（第3子以降:15,000円）<br>○中学生 一律10,000円 | 1,515万人           |
| ○所得制限以上 一律5,000円<br>(当分の間の特例給付)                                                      | 136万人             |

## 児童手当の支給例（子2人（小学生1人、3歳未満1人）の例）

| 収入の例        |                           | 児童手当支給額（月額）        |                            |
|-------------|---------------------------|--------------------|----------------------------|
| 世帯収入1,200万円 | 夫 収入1,000万円<br>妻 収入 200万円 | <b>特例給付10,000円</b> | 小学生 5,000円<br>3歳未満 5,000円  |
| 世帯収入1,200万円 | 夫 収入 800万円<br>妻 収入 400万円  | <b>児童手当25,000円</b> | 小学生 10,000円<br>3歳未満15,000円 |

## 特例給付の用途別使用金額の構成比



(出所) 厚生労働省「平成24年児童手当の用途等に係る調査」

(注)「足元の子育て費用に充てている」とは、子どもの生活費、子どもの教育費、子どものおこづかい等に充てている金額を合計したもの。

「足元の子育て費用に充てられていない」とは、日常生活費や貯蓄・保険料等に充てている金額を合計したもの。

## 【改革の方向性】（案）

- 児童手当の所得制限について、足元の状況変化等を踏まえ、「主たる生計者」のみの所得で判断するのではなく、保育料と同様、世帯合算で判断する仕組みに変更すべきではないか。
- 児童手当の所得制限を超える者に対しては「当分の間」の措置として特例給付が支給されているが、効果的・効率的な支援とするため、廃止を含めた見直しを行うべきではないか。

# 公定価格の適正化について（単価水準等）

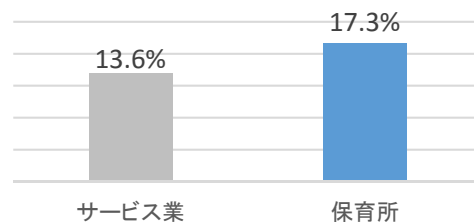
## 【論点】

- 子ども・子育て支援制度における施設型給付等は、公定価格から利用者負担額を控除した額（施設型給付等＝公定価格－利用者負担額）とされており、このうち、公定価格については、地域区分別、利用定員別に応じた積み上げて算定された「基本額」に、事業の実施体制等に応じた「各種加算等」を加えた金額（公定価格＝基本額＋各種加算等）で構成されている。
- 平成30年度予算執行調査（財務省）において、国からの施設型給付等の一部が、積立金も含め、自施設の運営以外の目的に流用して使われていること（図1・2・3）、公定価格の基本額において、職員配置のための費用が含まれているにもかかわらず、実際にはその職員が配置されていないケースがあること（図4）、施設類型別や利用定員別の収支差率に開きがあること（図5・6）等が確認された。

### 平成30年度予算執行調査 （財務省）の概要

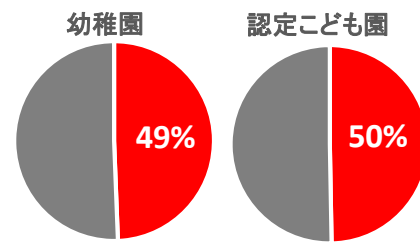
- ・調査年度：平成29年度
- ・調査対象：私立保育所等  
（8,382先）
- ・調査方法：書面調査  
（調査票を配布）

【図1】積立金の保有状況（対収入比）



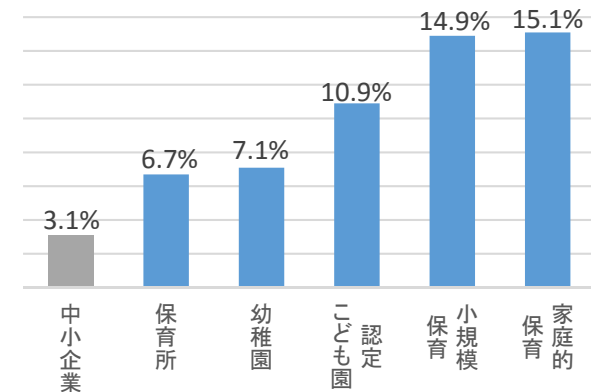
（出所）サービス業：「財務省 法人企業統計調査」  
 ※保育所は、積立金（施設・設備積立資産を除く）÷収入で算出。  
 ※サービス業は、積立金÷売上高で算出し、25～29年度の5年間のうち最大・最小値を除いた3年間の単純平均値。

【図4】職員配置の実態  
（基本額「非常勤講師」の例）



実際に職員を配置して対応していない割合  
（「他の職員が兼任」や「配置していない」の集計）

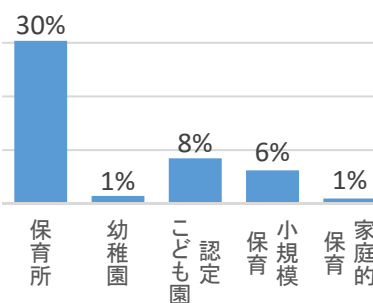
【図5】施設類型別の収支差率



※保育所等の収支差率は、  
（収入－支出）÷収入で算出し、  
いわゆる保育所等運営費以外の  
収支も含まれる。

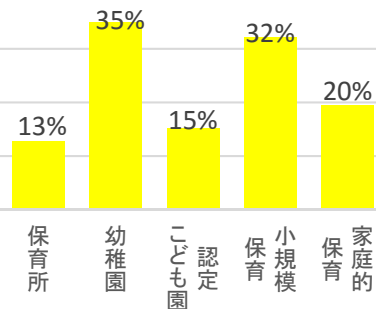
※中小企業の収支差率は、  
経常利益÷売上高で算出し、  
平成24～28年度の5年間の  
うち最大・最小値を除いた  
3年間の単純平均値。

【図2】自施設の運営以外へ  
支出している施設の割合

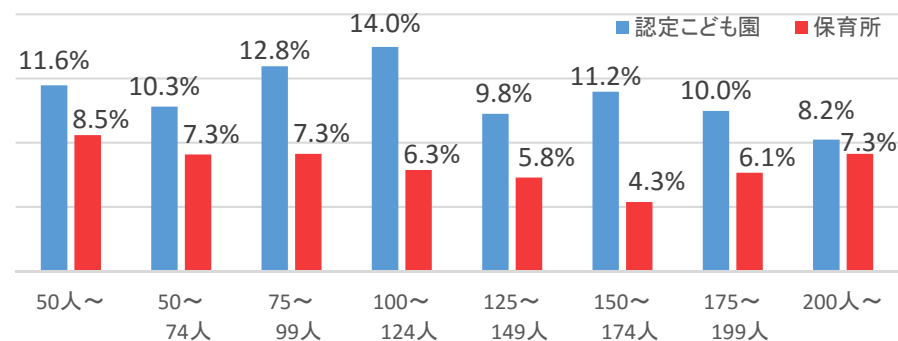


※保育所以外の類型は、自施設以外（他施設）へ支出している施設を対象に集計

【図3】自施設の運営以外への  
支出額の対収入比



【図6】認定こども園と保育所における収支差率の定員別比較



## 【改革の方向性】（案）

- 施設型給付等の一部が実際の運営以外に回っている実態を踏まえれば、公定価格の水準の見直しは不可欠ではないか。具体的には、実態が伴っていない基本額の見直し（加算化・減算化）、各施設類型における単価設定の水準の見直しを行う必要があるのではないかな。
- さらに、公定価格の算定に不適切なケースがあることや収支差率に違いがあること等を踏まえ、各々対象となる費目を積み上げる「積み上げ方式」から、実態調査等に基づき、人件費・事業費・管理費等を包括的に評価する「包括方式」への移行も検討すべきではないか。

# 公定価格の適正化について（食材料費）

## 【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「子ども・子育てについて、全世代型社会保障の実現に向けて充実・強化を図る中においても、効果的・効率的な支援としていくことが重要であり、優先順位付けも含めた見直しを行う。」

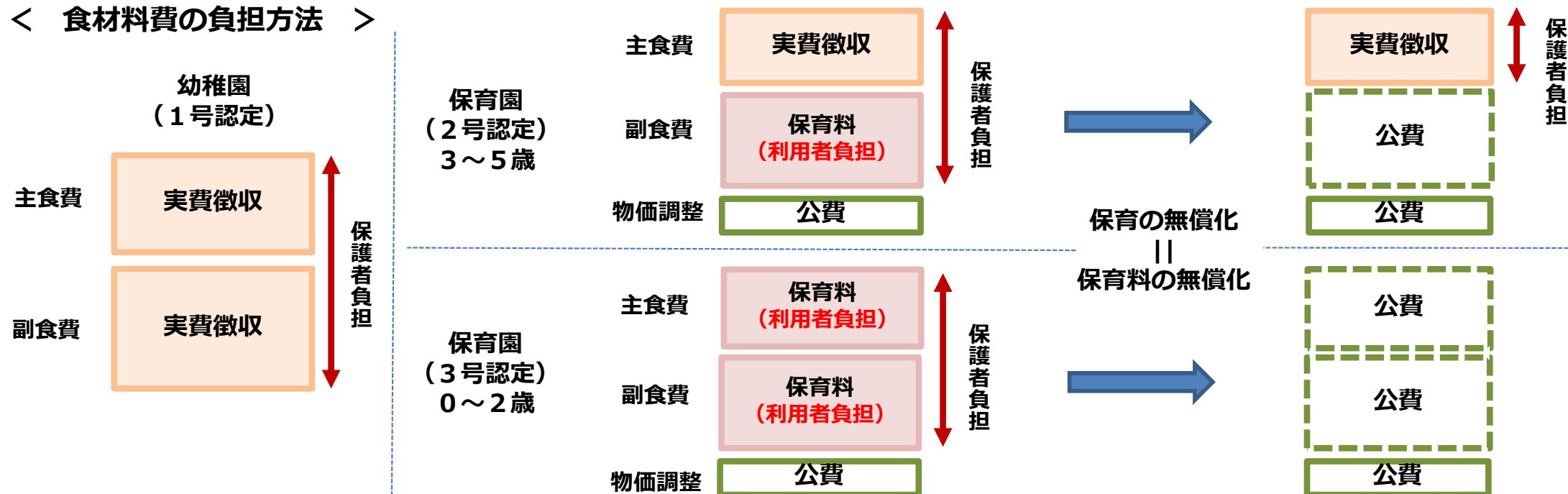
## 【論点】

- 給食費のうち食材料費は、生活保護世帯等を除き、保護者の自己負担が原則である中、新制度の認可施設・事業所では、1号～3号認定の支給認定区分により負担方法が異なっている。
- 幼稚園（1号認定）は実費徴収としている一方で、保育園のうち、2号認定については副食費を、3号認定については主食費と副食費を保育料として保護者から徴収しているため、幼児教育・保育の無償化を実施するにあたり、保育料のうち食材料費相当分まで無償化した場合、幼稚園など他制度との間で不公平を生ずる。（参考）障害児施設でも食費は実費徴収

## 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（平成30年5月）（抜粋）

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

## < 食材料費の負担方法 >



## 【改革の方向性】（案）

- 幼児教育・保育の無償化にあたり、幼稚園等との均衡の観点から、保育料のうち食材料費相当分については、引き続き利用者負担とすべき（無償化の対象から除くべき）。（注）ただし、現在でも保育料が減免されている低所得世帯等については、引き続き、配慮が必要。